

令和 3 年

第 3 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 31 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和3年第3回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和3年3月31日(水) 午後3時27分 開会
午後3時39分 閉会
- 2 開催場所 水戸市総合教育研究所 2階 研究室7
- 3 出席者 教育長 志田晴美
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)
委員 富田教代
委員 篠崎和則
- 4 欠席者 委員 丸山陽子
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 増子孝伸
参事(学校施設・ICT環境整備担当) 菊池浩康
参事兼教育企画課長 三宅修
学校施設課長 和田英嗣
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 議事
議案第19号 専決処分に対する意見について(令和2年度水戸市一般会計補正予算(第12号))
【非公開】
議案第20号 専決処分に対する意見について(令和3年度水戸市一般会計補正予算(第1号))
【非公開】
議案第21号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程【公開】

8 会議の概要

午後3時27分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和3年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第19号及び議案第20号につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

【議案第19号 専決処分に対する意見について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））：
非公開】

【議案第20号 専決処分に対する意見について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））：
非公開】

○志田教育長 次に、議案第21号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程について、説明を願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料の7ページをお開き願います。

議案第21号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程について、御説明をいたします。

地方公務員の人事評価につきましては、平成28年4月施行の改正地方公務員法によりまして、これまでの勤務評定にかわり、任用、給与、分限その他、人事管理の基礎とするために導入され、個人の能力や業績を公正・公平に評価する手法として、本市としましても段階的に実施してきたところでございます。

しかしながら、本市では、現在のところ、人事評価は人材育成の活用にとどまっております、人事管理への反映が課題とされてきておりました。

このたび、3月の市議会定例会において、水戸市職員の給与に関する条例が改正され、これまで一律の成績率を適用していた勤勉手当について、人事評価の結果に応じて5段階の成績率を設定し、支給することに改められたことから、水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程を制定するものでございます。

この規程では、7ページの下の方、別表において、教育委員会の組織に応じた評価者及び調整者を規定するほかは、第2条に規定しておりますように、水戸市職員の人事評価に関する規程の例によるとしております。

当該市長部局の規程につきましては、8ページ以降に参考資料として掲載しておりますので、概要について御説明をいたします。

まず、第3条、この人事評価の被評価者ですが、一般職の職員でありまして、第1条に規定しておりますように、会計年度任用職員等は除きます。

第4条で、人事評価を行う者を評価者及び調整者とすること、第5条で、人事評価の期間を毎年

4月1日から翌年3月31日までとしております。

人事評価の方法は、第6条で、業績評価、能力評価及び執務態度評価を人事評価シートを用いて行うものとし、第7条で、評価開始時には面談を行い、評価期間に果たすべき役割を確定すること、第8条では、評価の参考として自己評価を行わせることなどを規定しております。

第9条では、評価の実施について、他の職員との間に不均衡がないかなどを調整者が審査すること、評価結果を面談により開示し、指導・助言を行うことなどを規定しております。

第12条では、評価結果の活用として、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすること、人材育成に積極的に活用することとしており、第13条で、評価能力の向上等のため、評価者及び調整者に必要な研修を適宜実施することを規定しております。

また、ページを返していただき、第15条において、評価結果について苦情を申し出ることができるとを規定しており、苦情対応の仕組みを別に定めることとしております。

なお、評価結果の活用につきましては、既に実施している人材育成のほか、給与への反映は、改正された給与条例に基づき、令和3年度実施の人事評価を令和4年度の勤勉手当に反映させるところから段階的に活用していくこととしております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○富田委員 勤勉手当に反映させるということなのですが、5段階の成績率ということで、差し支えない範囲で、どのくらい金額の差があるのでしょうか。

○志田教育長 三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 標準のところ条例で定められていまして、細かい成績率は、水戸市職員の給与に関する規則で定められています。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第21号は可決しました。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後3時39分 閉会

9 議決事項

議案第19号について原案可決

議案第20号について原案可決

議案第21号について原案可決